資料２

**府民及び事業者の責務（論点整理）**

**■責務規定の追加**

**【論点】　大阪府人権尊重の社会づくり条例の中に、府民及び事業者の責務規定を追加することについて**

**《今後の人権課題への対応》**

　・ネット社会など社会構造の変化や価値観の多様化等、大阪府を取り巻く状況をみると、取り組むべき課題が深刻化し、府のみでの対応はもはや困難となってきており、行政だけでは解決が図れるものではない。

　・例えば、子どもの虐待においては、府民や事業者の自発的な通報なくしては、問題が解決されるものではない。

　・さらに、2025年大阪・関西万博開催をも踏まえ、今般、策定された「いのち輝く未来社会」をめざすビジョンにおいては、個別の人権課題に係る取組みの方向性が示され、またその万博が目指す持続可能な開発目標（SDGs）においては、不平等の是正など人々の権利に関わる国際目標が掲げられており、その達成に向けた取組みが求められているところである。

  ・今後、複雑多様化する人権課題への的確な対応や、国際都市にふさわしい環境整備を図り、すべての人の

人権が尊重される社会の実現のためには、その担い手である府、府民、事業者の主体的な責任ある行動力を

結集しないと実現できないものとなっている。

　・このため、本条例において、府だけではなく、府民、事業者の責務を明確にし、人権尊重の社会づくりを進めて

いくことが必要である。

**■責務規定の内容**

**【論点】　責務規定の内容について**

・平成10年の「大阪府人権尊重の社会づくり条例」制定時に、「市町村、事業者及び府民と連携するに当たっては、その自主性を損なわないようにすること」との附帯決議がなされていることを踏まえ、責務を追加する場合、自主性を尊重した内容に留意する必要がある。

・平成12年12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念（第3条）において、地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、国民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるように、国民の自主性の尊重等を旨として行うことが明らかにし、国民の責務（第6条）として、国民に人権尊重の精神の涵養と人権が尊重される社会の実現への寄与について努力を求めている。

・同法の趣旨を考慮し、担い手である府民及び事業者に人権尊重の理念について理解していただき、その上で府の人権施策に協力していただくことが必要である。

・加えて、事業者は、社会的責任も大きいと考えられることから、その事業活動に関し、人権尊重のための取組の推進に努めていただく必要がある。